

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった件 三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業者の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 三
 - 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 四
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 五

告 示

福島県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
--------	---------	--------	----------------	-------	---------

ヘルパーステーション おはよう	福島市飯野町 大久保字西戸 三二二	特定非営利 活動法人 青いそら	福島市飯野町大 久保字西戸三二 二	平成二八年 六月一日	訪問介護 介護予 防訪問介 護
デイサービス センター 絆2号館	同 市町庭坂 字小道二六一 七	株式会社介 護支援セン ターふじの 里	同 市在庭坂字 檀ノ前九一一	同 年 九月一日	介護予防 通所介護
穴澤訪問看 護ステーション	会津若松市宮 町一一一	公益財団法人 穴澤病 院	会津若松市宮町 一一一	同 年 七月一日	介護予防 訪問看護

（社会福祉課）

福島県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十九年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	
			変更前	変更後
ニコニコ訪問看護ステーション	西白河郡西郷村字下前田東五一	医療法人 社団博英 会	西白河郡西郷 村字下前田東 六	西白河郡西郷村 字道南東一一
ニコニコ居宅介護支援事業所	同	同	同	同
介護老人保健施設ニコニコリハ	西白河郡西郷村字下前田東四	同	同	同

ピリ

福島県告示第十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成二十九年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

（社会福祉課）

事業所の名称	福島県飯坂ホム	福島市飯坂町字原口三	福島市飯坂町字上原二六一	社会福祉法人福島県社会福祉事業団福島県飯坂ホム	福島市飯坂町字上原二六一
	事業所の所在地	須賀川市丸田町四七一	須賀川市南上町一七〇	郡山市安積町日出山四一八一	
変更前	同	同	同	同	同
変更後	同	同	同	同	同

（社会福祉課）

福島県告示第二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十

四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
平成二十九年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	変更前	変更後	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ウインスリーひかり 居宅介護支援事業所	あいの風 居宅介護支援事業所	福島市北五老内町三八パレ・ロワイヤル 六階	福島市仲間町七一一六パレ・ルーチェ 一階	株式会社ウインスリーひかり	福島市北五老内町三八パレ・ロワイヤル 一階

（社会福祉課）

福島県告示第二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第四項において準用する同法第五十條の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四條第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十九年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社 ケア・ビルダーヘルパス ティション陽風	福島市泉字八幡八	株式会社 ケア・ビルダー	福島市泉字八幡八一二	平成二八年九月三〇日	訪問介護 介護予防 訪問介護
あいの風 指定居宅 介護支援	同	同	同	同	居宅介護 支援事業

事業所	デイサービスセンターいざか	訪問介護事業所 おおとり	小規模多機能型居宅事業所 きろう	グーループホーム 美里
	福島市飯坂町字笠松四六一	同 市笹谷字谷地前二三一	同	福島市南矢野目字道下二二一
	同	フジケアサービス株式会社	同	株式会社 エコ
	同	郡山市富久山町八山田字申田三五	同	郡山市喜久田町卸一一一七一
	同	平成二八年一〇月三一日	同	同
通所介護 介護予 通所介護	訪問介護 介護予 訪問介護	訪問介護 介護予 訪問介護	小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護 介護予 防認知症 対応型共同生活介護

(社会福祉課)

福島県告示第二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年一月十日から同年五月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークベニマル会津城西町店 福島県会津若松市城西町六番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 オリックス株式会社
代表者の氏名 代表取締役 井上 亮
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十九年八月二十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千八百四十二平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 九十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
収容台数 五十五台
 - 3 荷さばき施設的位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
面積 九十六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設的位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
容量 十一立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後九時五十分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 二か所
（一）位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

七 午前六時から午後九時まで
届出年月日

平成二十八年十二月二十二日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、棚倉町
土地改良区から平成二十八年十二月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同
月二十七日認可した。

平成二十九年一月十日

福島県知事

内

堀 雅 雄

(農村計画課)